

福祉用具貸与事業及び販売事業運営規定の概要

1. 運営方針 : ご利用者の日常生活の自立に向けた支援や介護される方の負担軽減を図るために、ご利用の目的に最も適すると思われる福祉用具のご利用をご提案します。
また、行政機関や地域包括支援センター、他のサービス事業者との連携に努めます。
2. 会社概要 : 1) 所 在 地 : 〒839-0851 福岡県久留米市御井町 1684-9
2) 事業所名 : 九州ホームケアサービス株式会社(設立年月日=1992/9/28)
3) 代表者名 : 権藤 登規子
4) 介護保険事業所番号 : 4071600482
5) 連絡先 : TEL. 0942-45-3815(FAX. 45-3816)
Email : info@k-homecare.co.jp
3. 従事者 : 管理者+営業職員+事務職員+メンテナンス職員で構成(合計=11名)
[業務関連有資格者数](2025/4/1現在)
・福祉用具専門相談員=11名 ・介護支援専門員=1名 ・福祉用具プランナー=3名
・福祉用具選定士=6名 ・福祉住環境コーディネーター=7名 ・ホームヘルパー2級=4名
・可搬型階段昇降機安全指導員=4名 ・車いす安全整備士=1名
4. 営業日 : 月曜日～金曜日 但し、8月13日～15日、12月30日～1月3日、祝祭日は除く
営業時間 : 9時00分～18時00分
5. 事業内容 : 介護保険制度に定める福祉用具および他の福祉用具の貸与・販売、住宅改修工事

介護保険 : 貸与事業種目	介護保険 : 販売事業種目
<ul style="list-style-type: none">・ 車いす・ 車いす付属品・ 特殊寝台・ 特殊寝台付属品・ 床ずれ防止用具・ 体位変換器・ 手すり・ スロープ・ 歩行器・ 歩行補助つえ・ 認知症老人徘徊感知機器・ 移動用リフト(除く、つり具の部分)・ 自動排泄処理装置	<ul style="list-style-type: none">・ 腰掛便座・ 自動排泄処理装置の交換可能部分・ 入浴補助用具・ 簡易浴槽・ 移動用リフトのつり具の部分・ 排泄予測支援機器 <p>貸与の種目の中で、販売を選択できる種目</p> <ul style="list-style-type: none">・ 固定用スロープ・ 車輪やキャスター付きを除く歩行器・ 松葉つえを除く単点つえ・ 多点杖

6. 介護保険ご利用時のサービス料金のご負担方法 :

貸与サービスの場合、利用開始日がその月の 15 日以前の場合は月額料金の50%を、また、解約日がその月の 15 日以前の場合は月額料金の50%をご負担ください。

利用開始日と解約日が同一月の場合は、1 か月分をご負担いただきます。

初月のご利用料金は集金、2 か月目以降のお支払い方法は、ご指定の金融機関口座からの自動引き落としを基本としています。

販売サービスの場合、販売品の費用が給付費限度額の枠内であれば、ご利用者の「介護保険負担割合証」に記載されている利用者負担割合(1 割~3 割)に応じたご負担金をお支払いください。

7. 実施地域 : (通常の実施地域) 筑後地域全般(除く、大牟田市) および鳥栖・三養基地域

8. 衛生管理 : ・従事者の定期健康診断 ・従事者の毎日の健康管理チェックを行なっています。

9. 消毒保管 : 貸与～回収した福祉用具は、当社専任スタッフと設備により適切に消毒・点検・整備
・保管するとともに、消毒・整備保管の専門事業者へも業務を委託しています。

10.秘密保持 : 業務上知り得たご利用者やご家族の個人情報は、万全に保管・管理しています。

11.業務推進 : ① 介護支援専門員からの介護計画に基づき、ご利用者の意向を尊重した、また、医療職等との連携を図って福祉用具の選定・提案を行ないます。

② ご利用者の了解を得た後、サービス計画書を作成し、契約書と共に交付します。
ご希望の日時に福祉用具を納入するように努めます。

③ 福祉用具を設置し、取り扱い方法や注意事項についてご説明します。

④ 貸与品についてはサービス計画書の作成後、モニタリングを行ない、その利用状況などの結果を記録して、担当ケアマネジャーに報告します。

⑤ 貸与品目の内、・固定用スロープ・歩行器(歩行車は除く)・単点杖(松葉づえは除く)・多点杖については、ご利用者の意思決定により販売品に変更することができます。

⑥ 市役所等の介護保険者、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービス事業所との連携に努めます。

⑦ 従事者の教育訓練や自己啓発研修の実施等に努め、質の高いサービス提供実践を図ります。

⑧ 平常より、福祉用具をご利用中に発生するヒヤリ・ハット事故の発生を防止すべく、研修や情報収集に努めます。

⑨ 高齢者の虐待防止(身体拘束を含む)への理解を深め、虐待を発見した場合には地域包括支援センターに報告するなど虐待防止のための行動実践に努めます、

⑩ 感染症および自然災害が発生しても福祉用具のご利用が継続できるようにBCP(事業継続計画)の研修・訓練に努め、また、実践に努めます。

⑪ 相談窓口・苦情処理は次の通り受付ています

当社窓口	電話番号 : 0942-45-3815
	FAX番号 : 0942-45-3816
	相 談 員 : 営業主幹の職員
	対応時間 : 9時00分～18時00分

また、次の介護保険制度の公的機関でも苦情は受付られています。

名 称	電話番号
福岡県国民健康保険団体連合会 介護保険課サービス相談係	TEL. 092-642-7859 FAX. 092-642-7857
佐賀県国民健康保険団体連合会 介護保険課サービス相談係	TEL. 0952-26-1477 FAX. 0952-26-6123
久留米市役所 介護保険課	TEL. 0942-30-9247
筑後市役所 介護保険課	TEL. 0942-53-4115
小都市役所 介護保険課	TEL. 0942-72-2111
八女市役所 介護保険課	TEL. 0943-23-2545
朝倉市役所 介護サービス課	TEL. 0946-22-1116
みやま市役所 介護支援課	TEL. 0944-64-1555
大川市役所 健康課	TEL. 0944-85-5522
福岡県介護保険広域連合 うきは・大刀洗支部	TEL. 0943-74-5355
福岡県介護保険広域連合 柳川・大木・広川支部	TEL. 0944-75-6301
鳥栖地区広域市町村圏連合 介護保険課	TEL. 0942-81-3315

以 上